令和4年3月24日福祉部障害者施策推進課

(仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例(素案)について

障害者一人一人の障害特性に応じた多様な意思疎通手段を充実することにより、障害者の社会参加を促進し、障害の有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「(仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例」を制定する。

1 条例名

(仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例

2 (仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例(素案) 資料2-2のとおり

3 検討の経過

令和3年3月 練馬区障害者地域自立支援協議会で検討開始

4月~6月 障害者団体のヒアリング(16団体)

8月~10月 障害者地域自立支援協議会の専門部会である(仮称)意思疎

通条例検討部会で条例に盛り込むべき内容や関連事業につい

て検討

11月 障害者地域自立支援協議会から意見書(資料2-3)の提出

- 4 区民意見反映制度に基づく意見の募集
- (1)周知方法
 - ア 区報(2月11日号)への掲載
 - イ 区ホームページへの掲載
 - ウ 区民情報ひろば、区民事務所(練馬を除く)、図書館(南大泉図書館分室を除く)、 障害者地域生活支援センター、障害者施策推進課での閲覧
- (2)意見の募集期間

令和4年2月14日(月)から令和4年3月14日(月)まで

(3)意見の提出方法

持参、郵送、ファクス、電子メール、東京共同電子申請・届出サービス 障害者団体のヒアリングを個別に実施する。

(4)区民意見反映制度に基づく意見の募集期間における障害者団体のヒアリング 対象団体16団体に対し素案を送付し、希望に応じて対面またはZOOMによる個別 説明・ヒアリングを行った。

対象団体

練馬区肢体不自由児者父母の会

練馬区視覚障害者福祉協会

練馬区聴覚障害者協会

練馬区難聴児者を持つ親の会

練馬手をつなぐ親の会

NPO法人練馬精神保健福祉会

練馬区介護人派遣センター

練馬区重症心身障害児(者)を守る会

ちゅうりっぷの会

つぼみの会(高次脳機能障害者と家族の集い)

NPO法人 障がい児・者の学びを保障する会

練馬区失語症友の会希望の会

練馬区福祉園父母の会連絡会

NPO法人 I am OKの会

練馬パーキンソン病友の会

一こころの健康を考える会

5 今後のスケジュール(予定)

令和4年6月 第二回練馬区議会定例会に条例案を提出

議決後速やかに施行